

岩手県告示第286号

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第7の1の項に規定する知事が定める法人を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行し、あっせん申請手数料等を徴収しない法人（平成13年岩手県告示第312号）は、同年3月31日限り、廃止する。

平成22年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 地方独立行政法人
- 2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 3 独立行政法人水資源機構
- 4 国立大学法人
- 5 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 6 独立行政法人国立病院機構
- 7 独立行政法人都市再生機構
- 8 独立行政法人森林総合研究所